

文化施設再配置検討事業 基礎調査業務プロポーザル実施要領

令和2年9月24日

1. 業務名

令和2年度 文化施設再配置検討事業 基礎調査業務

2. 目的

現在、伊豆の国市では、既存の公共施設を類型化し、施設の再配置（将来の在り方）について、「伊豆の国市公共施設再配置計画」（以下「再配置計画」）に基づき、調整・検討を進めている。

市内に複数ある「文化施設」にあっては、開館後20年を超え、老朽化や改築、更新の時期を迎えており、「再配置計画」に基づいた姿、機能統合・複合化を目標とした「個別計画」の策定が求められている。

「再配置計画」にあたっては、基本的に、複数（2施設）の統合が目標ではあるが、類似施設である「集会施設等」についても、併せて廃し、統合後の文化施設にその機能をゆだねるとした。

しかしながら、文化施設他5施設には、年間を通じての利用の形や需要があり、一概に統合後の1つの文化施設に統合が可能かについては検証する必要があることから、各施設の利用を可視化し、物理的な統合が可能かについて、検証しつつ、統合のあるべき「形」について、提言を得ることを目的とする。

3. 参加資格

(1) 企画提案に参加をする者は、次の要件を満たす法人とする。

①事業実施にあたり、協力事務所を含め必要な資格と専門的な知識を有した人員や体制を整備できること。

②地方自治法施行令167条の4第1項に規定するものに該当しないこと。

③伊豆の国市指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止の期間中でないこと。

④会社更生法第17条の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされた者であって、再生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

⑤伊豆の国市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

⑥伊豆の国市の「測量、建設コンサルタント等」の競争入札参加資格の認定を受けた者であること。

4. 業務の内容

別紙仕様書のとおり

5. 業務委託期間

契約締結の翌日から令和3年3月25日まで

6. 事業費の上限

1, 298, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

7. 支払い方法

業務完了後の一括払い

8. 対象施設

①文化施設

長岡総合会館

葦山文化センター

※いずれかを廃し、いずれかに統合

②集会施設

長岡中央公民館

葦山農村環境改善センター

大仁くぬぎ会館

※いずれも貸館機能を廃す

9. 参加手続き等

(1) 契約締結までのスケジュール

| 項目 | 日時 | 注意事項 |
|--------------------|--------------------|---|
| 参加申込書提出期限 | 令和2年10月9日 | 持参又は郵送により提出して下さい。 (様式第1号) |
| 質問受付期限 | 令和2年10月15日 | 電子メールにて提出して下さい。(様式第2号) 口頭での質疑応答は行いません。 |
| 質問回答期限 | 令和2年10月22日 | 参加申込者全員に電子メール等で回答します。 |
| 参加届・企画提案書等 提出期限 | 令和2年11月4日 | 持参又は郵送により提出して下さい。 (様式第3号から第5号) |
| 書類選考結果通知 | 令和2年11月20日 (予定) | 選考に参加したすべての事業者に通知します。 |
| 契約締結 | 令和2年11月27日 (予定) | |

(2) 提出書類

- ・ 公募型プロポーザル参加申込書 (様式第1号) 正本1部
- ・ 公募型プロポーザル参加届 (様式第3号) 正本1部
- ・ 企画提案書 (任意様式) 正本1部 副本9部
- ・ 業務経歴書 (様式第4号) 正本1部 副本9部
- ・ 本業務の実施体制 (様式第5号) 正本1部 副本9部

・見積書（税込） (任意様式) 正本1部 副本9部

(3) 書類の提出先

〒410-2201 伊豆の国市古奈 255 長岡総合会館 アクシスかつらぎ内
伊豆の国市役所 観光文化部 文化振興課
電 話 055-948-0225 FAX055-948-0855
メールアドレス bunka@city.izunokuni.shizuoka.jp

(4) 書類作成での注意事項

- ・用紙サイズは A4 版を基本とし、企画提案書について A3 版での折込を可とする。
- ・散在しないような形で綴ること。
- ・見積書には代表者印を押印し、内訳書を添付すること。
- ・正本のみ法人名称を記載し、副本には法人名称等提出者が特定できる内容を記載しないこと。
- ・企画提案書には、下記項目を記載すること。
 - ① 工種別に検討手法の概要を記載すること。
 - (工種) 1. 総量調査
 2. 統合に向けた課題整理・調整事項の提示
 3. 統合の「形」についての検証・提言
 - ② 業務執行体制の概要を記載すること。
※自社の従業員か協力会社の従業員かわかるように記載すること。
 - ③ 業務工程の概要を記載すること。
 - ④ 業務価格とその内訳を記載すること。
 - ⑤ 類似業務の実績を記載すること。

10. 事業者の選考

(1) 実施方法

提出された企画提案書他の提出書類の内容について、プロポーザル審査表(別紙1)に基づき、項目ごとに数値化して、採点し合計点数により選定します。

(2) 選考の結果について

企画提案をいただいた全ての事業者に、選考結果を通知します。

選考は非公開とし、審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせや選考結果に対する異議申し立ては受理しません。

11. 提案の無効に関する事項

次の各事項のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出すべき書類に不備があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積金額が事業費の上限額を超える場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 採点の結果、全ての審査委員が0点と評価した項目が1項目以上あり、プロポー

ザル審査委員会での協議の結果、失格が妥当と判断された場合

(7) 上記事項に定めるほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等伊豆の国市が不適切であると認めた場合

12. 契約

(1) 契約の締結

- ・選考の結果、最も優れた提案を提出した者を最終被選定者とし、詳細な業務の内容及び契約条件等について、協議し合意に至った場合業務委託契約を締結する。
- ・前項の交渉が不成立の場合、次点の提案を提出した者を次点被選定者とし交渉を行い、委託契約を締結できるものとする。

(2) 留意事項

- ・契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- ・提案された企画内容をそのとおりに委託するとは限らず、提案された企画内容をもとに、被選定者と協議の上、最終的な業務仕様書を作成する。
- ・業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

(3) 守秘義務

- ・本業務を遂行する上で知り得た情報は、伊豆の国市の承諾を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

13. その他

- ・企画提案書の作成及び提出に要する費用はすべて提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書は返却しない。
- ・応募書類は、伊豆の国市情報公開条例の規定に基づき開示請求された場合、公にすることにより、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示請求の対象とする。ただし、企画提案書の選定期間中は、同条例第7条の規定に基づき、開示の対象としない。